

国際課税のケース・スタディ

オランダの税制を利用した土地の譲渡

〔事例〕

オランダの税制では一定要件の株式の譲渡益を非課税としているが、この制度を日本の土地の譲渡に利用した場合どのような効果があるか。

〔解説〕

オランダの税制では、一定の要件を充足する受取配当及び株式の譲渡によるキャピタル・ゲインについて、オランダ居住法人は資本参加優遇免税という優遇措置が受けられ、オランダにおける課税は免除される。この制度をどのように利用するかがこのポイントである。ここでは想定されるいくつかの状況のうちから、内国法人が所有する含み益のある土地の譲渡にこのオランダ税制を利用できるかどうかを検討する。

まずここでは、オランダの資本参加優遇免税のアウトラインの説明を行う。

1 オランダにおけるキャピタル・ゲイン課税

キャピタル・ゲインとは資産の時価と帳簿価額との差額で、他の事業所得と合算して通常の法人税率(42%)により課税される。しかし、資本参加優遇免税に資格である株式の譲渡益についてはこのキャピタル・ゲインの課税はない。

2 資本参加優遇免税の要件

資本参加優遇免税の資格を有する居住法人が受領する配当及び適格所得の株式の譲渡から生ずるキャピタル・ゲインはいずれも法人所得税を免除される。配当支払い法人がオランダ法人である場

合、その免税のための要件は次の通りである。

(1) 資本参加とは配当支払い法人の発行済株式の5%以上を所有すること。なお、オランダの課税当局は5%未満の場合であっても、その資本参加が親会社にとって必要であるか、又は公共の利益に役立つ場合は認めることがある。

(2) 事業年度の初めからいかなるときも株式の所有が継続されていること。また、事業年度当初から5%以上を所有しているときは、追加として購入する株式に関しても免税の適用がある。なお、配当支払い法人が外国法人である場合、上記の要件に加えて次の要件が必要となる。

(1) 当該外国法人がその利益に対してその居住地国の政府により課税を受けていること。この場合、課税所得の計算方法及び支払われる税額は重要な要素ではない。

(2) その株式の保有が単なるポートフォリオ投資ではなく、オランダ法人と外国法人又は外国法人の子会社等との間に事業取引があること。

また、オランダでは過少資本に対する税法上の定めはないが、資本参加優遇免税の要件として負債と資本の比率が85:15以下であることが必要とされている。

〔ポイント〕

内国法人が所有する含み益のある日本の土地を日本において課税を受けないで、オランダ法人の子会社が所有する形態にすることが必要である。そのオランダ法人が所有する株式が所定の要件を

充足する場合、この株式のキャピタル・ゲインはオランダで免税となる。

ここでは、上記のような状況を設定するために次のように取引を想定し、検討を行う。

- 1 土地を所有する内国法人（以下「甲社」とする）は土地を出資の対象として特定現物出資により外国に子会社（以下「乙社」とする）を設立し、特定現物出資による圧縮記帳の適用を受ける。
- 2 甲社は乙社の株式を出資の対象として特定現物出資によりオランダに子会社（以下「A社」とする）を設立し特定現物出資による圧縮記帳の適用を受ける。
- 3 A社は取得した乙社の株式を他の法人（以下「X社」とする）に譲渡する。

〔検討〕

1 内国法人が所有する含み益のある土地の現物出資

内国法人が土地等を現物出資して取得する有価証券について所定の要件を満たす場合、圧縮記帳が認められている（法51）。この場合、新設する子会社については内国法人という制限が付されていないため、外国法人を設立するために現物出資を行い、圧縮記帳の適用を受けることも可能である。なお、外国法人が金銭以外の資産を出資して圧縮記帳が認められるのは内国法人に対する出資のみであり（法令188.12ノ2）、外国法人が現物出資により取得した内国法人の株式を譲渡するときは事業譲渡類似による株式の譲渡等として課税される場合もある。

2 甲社が所有する乙社の株式をオランダに新設するA社に現物出資する

上記1の土地を対象とする特定現物出資の場合と同様に、株式を対象とする特定現物出資においても課税上の扱いは同様となるので、所定の要件

を充足すれば圧縮記帳の適用があるので、甲社が乙社の株式を出資し、新たにA社の株式を取得することができる。

3 オランダ法人A社が取得した乙社の株式を他の法人に譲渡する

このオランダ法人が既に説明を行った資本参加優遇免税の資格を有する法人であれば、当該株式の譲渡によるキャピタル・ゲインはオランダの課税はない。この取引により、最初に土地を所有していた内国法人甲社は、最終的には当該土地に代わってオランダ法人A社の株式を所有することになった。A社は乙社の株式をX社に売却することで当該土地の含み益に相当する金額を現金等の資産として所有することになる。そのため、甲社がA社の株式を譲渡する場合、その時価は当該土地の含み益を反映した金額となろう。また、A社より乙社株式を譲受したX社は、その株式所有を通じて間接的に当該土地を所有することとなる。従って、当該土地を所有していた内国法人甲社は、A社を通じてその譲渡益をオランダに留保し課税の繰り延べを行うことは可能である。

（税理士 小沢 進）

× × ×